

(案)

大阪府環境審議会流入車対策部会運営要領

第 1 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、大阪府における流入車対策のあり方について、専門的な見地から調査検討を行うため、大阪府環境審議会に流入車対策部会（以下「部会」という。）を置く。

第 2 組 織

(1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 5人以内

② 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干人

(2) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第 3 会 議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第 4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年 月 日から施行する。